裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第10回)開催結果概要

1 日時

平成17年5月10日(火)午前10時から午後零時10分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員, 敬称略•五十音順)

飯田喜信, 井堀利宏, 木村優子, 酒巻匡, 仙田満, 高橋宏志〔座長〕,

中尾正信, 前田裕司, 吉田正喜, 綿引万里子

(事務総局)

戸倉三郎審議官,中村愼総務局第一課長,河本雅也総務局参事官,

小林宏司民事局第一課長, 稗田雅洋刑事局第一課長, 大竹昭彦行政局第一課長, 松村徹家庭局第一課長

4 進行

- (1) 意見交換
- ① 第1回の報告書について

戸倉審議官から、資料1及び2に基づき、第1回の検証報告書について、 次のとおり説明がされた。

- ・ 資料 1 及び 2 は、検証報告書の目次や資料等の構成案と、その資料案である。基本的には、これまでに検討会でお示ししてきたデータを統合し、報告書の形に仕上げようとするものである。
- ・ 報告書の作成作業は、これまで大きくは民事事件、刑事事件という形で分けて作業を行っており、また、民事の部分については、事務総局内の民事局と行政局がそれぞれの担当事件を分担して作成している。そのため、今の段階では、全体の構成がまだ十分に統一されていない点は御容赦いただきたい。

- 今回の報告書は、基本的に事件票などの統計を分析して、分野別に説明を加えていくという構成が基本になるものと考えている。特段目新しい分析結果をお示しする部分は余りないが、これまで法律実務家あるいは法律学者が経験的に認識していた事象を実証的に明らかにしていくことに眼目があろうかと考えている。
- 報告書の構成については、民事事件、刑事事件とも、まず、それぞれの事件の流れ等を説明した上で、審理期間等の概況について触れ、次いで、審理期間を構成する要素である期日回数と期日間隔について検討している。その上で、期日を構成する大きな要素である人的証拠の取調べの実施状況を検討し、さらに、当事者数等、その他の審理期間に影響を及ぼすと考えられるような要素についての検討を行っている。民事事件については、一般的な事件についての検討のほかに、医事、建築あるいは知財、労働、行政といった専門的知見を要する事件類型についての検討も行ったものであるので、全体を通してお気づきの点などがあれば、御指摘いただきたい。

(中尾委員)

資料1の表31以下の原告と被告別の平均審理期間等のデータは事件票からは出てこないと思われるが、どのように作成したのか。

(戸倉審議官)

当事者数は原告・被告とも1人、2人~9人、10人以上という区分により事件票でデータをとっており、これを基に平均審理期間等を見たものである。

(小林民事局第一課長)

以前の検討会で示したものを整理したものであるが、資料1の表31から37については、凡例を含めて再検討したい。

(井堀委員)

資料1の表12で経年変化を見ると、事件全体の数が増えたにもかかわら

ず、平均審理期間は短縮されているので、パフォーマンスが非常に良いと言える。どうしてこのように平均審理期間が短縮されてきたのかをきちんと説明できればよいと思うのだが、平均のデータだけではどのくらいの事件がどの期間に分布しているのかということが分からない。平均審理期間は下がったけれども、各期間への分散が広がったのであれば、平均で見たほどにはパフォーマンスはよくない可能性もある。このデータだけでは、全体として審理期間を2年以内におさめるという迅速化法の努力目標をどれだけ達成したのかが分かりにくい。例えばもう一つの指標として、2年以内で終了した事件が全体の何%で、それが経年でどのように推移してきたのかというようなデータを示した上で、全体として2年以内に終了する事件が増えているという形で報告すればよいのではないか。

(戸倉審議官)

資料1の表10の「審理期間別事件数」の各期間別の経年変化を表にする というようなイメージでよろしいか。

(井堀委員)

あるいは各年ごとに2年以内に終了した事件が、全体の事件数の中の何% かというデータを経年で出すということも考えられる。

(小林民事局第一課長)

統計値のとり方が期間を通じて同じかどうかというところもあるため、御 指摘を踏まえて検討させていただきたい。

(綿引委員)

これらのデータについてのコメントは、どのような形で入っていくイメージになるのか。

(戸倉審議官)

客観的なデータをそのまま載せて、データを繰り返しただけに過ぎないようなコメントを付けるのではなく、例えば、平均審理期間について言えば、

審理期間は期日回数と期日間隔から構成されることから, 平均期日回数と平均期日間隔との関係がどのようになっているかを示したり, 審理期間が延びると期日の回数がどのように増えているかを審理期間別に示したり, 人証数が増えると審理期間がどのように延びるかを示したりというように, それぞれ断片的である事件票のデーターつ一つが物語っているものを相互にクロスし, 関連付けて説明することを目指している。統計データの性質上, 断定的なことが言えないような部分については, 我々の経験上から幾つかの可能性があるということを示した上で, 次回以降の検証につなげていくような形にできないかと考えている。

(木村委員)

報告書の形式面としては、データと文章が全部ミックスされるのか。それ とも、本文の方には説明をするのに一番象徴的な分かりやすいデータだけを 載せて、巻末に資料集的なデータが付くような形になるのか。

(戸倉審議官)

基本的には、説明に応じた表やグラフを配置し、基本的な項目別のデータ については、資料編として巻末に添付することを考えている。

(木村委員)

今回示されたデータはかなりの量になるため、読む側でどこを読んでよい のか困ってしまうのではないか。

(酒巻委員)

公表の方法については、最高裁が主体となり、一般国民に報告するという 形で、いろいろな所に報告書を示したり、インターネット上で公開したりす るのだと思うが、分かりやすく、かつ正確な報告のやり方をよく考えないと、 せっかく一生懸命行った作業の伝達がうまくいかない可能性もある。最終的 には冊子という形になるのかと思うが、皆が皆報告書をしっかり全部読むと は限らないので、それを更に分かりやすくかみ砕く努力も必要ではないかと 感じている。

(戸倉審議官)

専門家から見れば、「このような事は分かり切っている」というような事柄もあって、結論だけを読まれる方もあるかもしれない。できるだけ根気強く読んでいただきたいと考えているが、報告書を発表する際には概要も必要になると考えている。

(河本総務局参事官)

一部分を抜き出されたりすると誤ったメッセージが伝わる危険もあるので、 その辺を少し工夫した概要を作るべきかと思う。

(木村委員)

ある程度「基本的にはこのようなものだ」ということを分かった上でこの データを見ていく方が見やすいと思う。

(井堀委員)

平均審理期間にどのような要素がどのような形で影響を与えているのかに 関するデータは非常によいと思うのだが、今回の報告書では、それらが迅速 化との関係でどのように位置付けられるのか。

(戸倉審議官)

10年間という検証期間を考えると、いずれは、審理の在り方や、どのような制度、あるいは体制をつくっていくかということに行き着くのではないか。したがって、それらを検討するための前提となる報告書にすべきものと思っている。今回の報告では、審理期間を構成する各部分について、それが経年的に見てどのように短縮されたことによって、審理期間全体の短縮がなされてきたかを示していきたいと考えている。例えば、期日間隔については、裁判所の審理の体制、法廷の問題や裁判官の配置の問題だけでなく、弁護士サイドの事情も含めた様々な要因で決まってくるものであるため、こうした部分もできるだけ問題点として分かるようにした上で、今後につながってい

くような分析にしたいと考えている。

(井堀委員)

問題点は出るような形になっているということか。

(戸倉審議官)

どのような記載をするかは別としても、いろいろな分析ができるデータを お示しできるものと思っている。

(井堀委員)

意識を持って読めばそうなるとは思うが、国民がそれをざっと読んだときに、どこまでそういったことを感じられる報告書になっているのかが問題ではないか。

(戸倉審議官)

客観的なデータの分析・評価をしていくと、例えば審理期間の長い事件では、証人尋問が増えている、争点整理に時間がかかっている、期日間隔が延び気味であるというような、それぞれの問題が出てくる。これを短縮するには、どこかの部分を縮めるしかないということで、例えば争点整理をより効率的に行うためにはどのような問題点があるのかを検討することになるが、これに対してはいろいろな意見があり得るかと思う。もちろん訴訟手続内の問題もあるが、代理人弁護士が訴訟前にどれだけ証拠収集ができているかといった準備の問題にも影響してくる可能性もあろうが、まだこの段階では抽象的な可能性としか言えないと思う。

(中尾委員)

民事事件、刑事事件とも各地方裁判所ごとの概況のデータがあり、民事では、資料1の表150以下に分布図がある。これは、人的・物的基盤の問題とも関連するので、番号を付けるなどして、各庁がどの辺りに分布しているかを一目瞭然に分かるような形にした方が分かりやすいと思う。

(戸倉審議官)

基盤整備を分析する手法としては、例えば裁判官 1 人当たりの事件数が多い、少ないといった属性が問題になってくるのであって、特定の庁の状況がどのようになっているのかということには余り意味がないと考えて、全体的な分布状況から何か特徴的な傾向が出てくるかどうかを見るためにこのような形式の表にしている。

(中尾委員)

目次の構成案では「庁の規模と審理期間の関係」という割合踏み込んだ表 題になっているので、その辺りについて踏み込んで記述するのであれば、分 かりやすくした方がよいのではないか。

(戸倉審議官)

御意見として承り、検討させていただきたいが、より踏み込んだ分析は第 2回以降の検討課題と考えている。

(木村委員)

東京圏, 大阪圏では事件数が多く, 地方とはおのずと違いが生じてくるものと思われる。例えば大都市圏と地方で色分けして表示するようなことはできないのか。

(戸倉審議官)

裁判官1人当たりの手持ち件数を出すに当たって、裁判官数については、 民事事件で言えば、民事通常事件とその他の事件を兼務している場合でも1 人とカウントしている。一般的傾向として、東京、大阪といったところは民 事通常事件を担当している裁判官は完全に専任のため、1人当たりの件数と しては多く出てくる。これに対して地方の本庁では、民事通常事件を担当す る裁判官の多くが執行事件や家裁の家事事件を兼務しているが、それも1人 と数えているので、分析上は1人当たりの持ち件数が少なめに出ることにな る。

(木村委員)

ただ数値を並べただけでは、この表の何をどのように見ればよいのかということが全く分からないので、今の御説明のように、大都市では専属で担当する裁判官が多いということであれば、専属の庁と兼務の庁を色分けするようなことも考えてはどうか。

(綿引委員)

この表は、庁の規模の大小や手持ち事件数の多少で審理期間が決まる訳ではなく、必ずしも連動しないでばらばらになるということを実証してみようとしたものなのだと思う。

(戸倉審議官)

木村委員のおっしゃるとおり、この表から何か有意なものが見えるかというと、はっきりとは分からない。現状では、これ以上実質的な踏み込みをするのは難しい。

(綿引委員)

この表からは、それほど有意なものは出てこないが、条件が違うところも あるので、本当に有意なものがないのかということは、今後の検討課題であ るという位までしか今回は言えないというところなのだと思う。

(河本総務局参事官)

このデータから言えることとしては、事件数や裁判官数と平均審理期間は余り連関していないこと、平均開廷間隔が2月から2.5月の間に集中しているということ、平均審理期間は、四国が比較的長くて北海道が短いということくらいで、そのほかにはなかなか出てこないという感じである。その背景には恐らく人的な問題や、いろいろな風土の問題もあるかと思うので、なかなかデータからは説明できないというのが率直なところではないかと思う。

(飯田委員)

問題意識としては、むしろ地域差の問題より、裁判所全体のスタッフの数と審理期間の経年変化が連動しているかということが出てきた方がよいので

はないか。昭和年代から平成年代にかけて、どのような人的な変化があり、 事件数や平均審理期間とどのように連動しているか。恐らく、事件数が増え れば、人的手当がなされて審理期間が保たれたり、短縮されるというような 面もあると思う。それと同時にもちろん審理の工夫や効率化といった面もあ ると思うので、その辺の絡み合いで審理期間がどのように変化しているのか ということが、むしろ地域差よりも大きな問題ではないかと感じている。

(戸倉審議官)

審理期間は、審理上の工夫などで短縮した面もあるが、人的手当もかなりなされているため、これはデータとして報告書に載せていきたいと考えている。御参考までに、裁判所データブックの24ページに裁判官、検察官も含めた法曹人口の推移が既に出ているため、このようなものとも関連付けて、一緒に分かるような形で報告書に載せていきたい。

(木村委員)

資料1の表13の改革の経緯の分かる年表とも併せて、どのタイミングで どのような手を打ってきたかということが分かりやすいような形で示してい ただきたい。

(戸倉審議官)

検討させていただきたい。

(木村委員)

私がこの検討会に最初に参加したときに、実務家が体感していることを一般の方にも体感していただくことにデータを出す意義があるという話をしたかと思うが、恐らく実務家の皆さんが思っている以上に、今回出されたデータをどのように見たらいいのか分からないという一般の方は多いと思うので、どの部分からどのような傾向が読めるのかという点については少し丁寧に説明していただきたい。データから有意なものが出てこないというような場合であれば、そのことをはっきりと書いていただき、データをどのように読め

ばよいのかということについても資料集の中で表示していただきたいと思う。 (戸倉審議官)

報告書の本文の中には、「ここまでは分かるけれども、ここから先はこの データからは分からない」といった記述も出てくることになるかと思うが、 できる限りきちんと説明したいと考えている。

(木村委員)

先ほどの庁別データなどでも、説明を受けると、「そういう意味か」ということがよく分かる。ただ漠然とこれらのデータが並んでいても、どこをどう見ればいいんだろうという方もいらっしゃると思うので、そのような疑問はできるだけ解決していただきたい。

(井堀委員)

資料1の表150から表157でプロットした表については、相関係数は 計算されているのか。

(小林民事局第一課長)

相関係数の計算まではしていない。

(井堀委員)

資料1の表150の「裁判官数と審理期間」及び表154の「弁護士数と 審理期間」に関しては、弱いながらプラスの相関があるのではないかという 気がするが、ほかの表はほとんど無相関かと思われる。縦軸を何でとるかで、 このような表というのは見た目でかなり印象が違ってくるので、プラスの相 関をもう少しはっきりと出すような図も作れないことはないと思う。

(飯田委員)

資料2の1ページ目の「3.2.」の小括に、「審理期間に影響を与える要因を検討するには、①開廷回数の増減にかかわる要因と、②開廷間隔の長短にかかわる要因の両面から分析する必要がある」という大きな指摘がされているが、資料2を見ていくと、開廷回数にかかわる要因の分析はかなりされ

ているが、開廷間隔の長短にかかわる要因については、百日裁判では極めて短くなっているという程度の説明しかなく、この部分は更に検討が必要なのではないかと感じた。データ上、開廷間隔に余り大きな差が出てこないため、要因としてもさほど分析する必要がないということなのかもしれないが、民事事件では、審理期間が長い事件は、開廷間隔が長くなっているのに対し、刑事事件では逆に、長くなっている事件の開廷間隔はむしろ短くなっているので、その辺は少し分析が必要なのかもしれない。これからの刑事事件の改革は、まさにこの開廷間隔の改革であり、連日開廷が実施されると、開廷間隔がほとんどなくなっていくので、今までの分析とどのようにつながっていくのかというところになる。恐らく、開廷回数や開廷間隔は、経年変化を見ていても、ぎりぎりのところまで短縮されてきているので、抜本的な改革としては、さらにメスを入れて連日開廷にするという方向になっていくというようなことが、報告書に出てきた方がよいと思う。

(稗田刑事局第一課長)

飯田委員の御指摘のとおりであり、これまでの検討会の中でも御説明したように一部の罪名について開廷間隔が短いものがあるという点以外は、余り差が出てきておらず、経年変化を見てもそういう面がある。開廷間隔が短い理由が明確な百日裁判以外の事件についても、開廷間隔に差が出てこない、あるいはそれ以上短縮できないのはなぜなのかというところは分析していかなければならないと思うが、今回の報告書では、幾つかの可能性があるということで、考えられるものを幅広に書き、今後そのことを検証するためにどういったことをしていくべきかというところで止まらざるを得ない。ただ、他方で、これも検討会の中でも少し触れさせていただいたが、公判前整理手続が施行された後は、開廷間隔を短縮するということにもう一つ踏み込める要素が出てくる。そうなった段階でどのように変わるかということを検討することにより、制度的なもので賄えるところ、それ以上に体制的なものなど

も考えていかなければいけないところ,あるいは更なる制度的なものが必要なのかというところも含めて,今後分析していく必要が出てくるものと考えている。

(戸倉審議官)

百日裁判については、裁判所も当事者もほかの事件に優先してその事件に 集中して取り組むことによって、短い開廷間隔が実現できているのであり、 開廷間隔は準備の期間でもあるため、安定的に開廷間隔を縮めていくために は、公判が始まる前の段階での準備を相当充実したものにしていき、あとは 一気呵成にやっていくという実質が伴わないとなかなか難しいと思われる。 これは裁判所と検察庁それぞれの執務の在り方とも関係してくるものであり、 また、開廷日は、裁判官の執務の仕方や法廷の数といった様々な要素で決ま っている面もあるので、今回の検証ではそこまで出すのは難しいかもしれない。

(木村委員)

通常の刑事事件であっても、毎日開廷することはできるのか。

(飯田委員)

連日開廷するためには、事前準備、いわばお膳立てを周到に行った上で一気にやるという必要が出てくるが、現在は、そのお膳立てを期日間で少しずつ行いながら進んでいくため、大体1か月に1回ぐらいの開廷が平均である。長期間かかりそうな事件では、月2回とか、3回開廷することもあるが、全体として見ると月1回がベースであり、そのくらいでやっていくことに法曹三者とも慣れきっているため、今後裁判員制度が導入され、連日開廷を実施するには、意識もやり方も全面的に変えないとできない問題だと思う。現在、模擬裁判などを行いながら、連日開廷のための審理上の工夫や、実際に行ってみたときにどのような問題が出てくるかということを裁判所でも検察庁でも弁護士会でも検討しているところである。また、連日開廷により、本当に

全体として審理期間が短縮されるかということも考えなければならない。事前のお膳立てにものすごく時間がかかってしまったり、一気に期日を指定するための待ち時間が長くかかってしまうという可能性もないわけではない。これまでは、公判が始まると期日回数と間隔で見ることができたものが、これからは違った要素もいろいろ出てくる。変化の時代の中で、このような統計をとっていくことに意味があるのかと思う。

(前田委員)

弁護人の立場からも、連日開廷はどのような条件であれば可能なのかということを検討している。そこでは、身体拘束を受けている被告人について連日開廷されている場合に、弁護人との打合せ時間をどこでつくるのかという問題がある。現在の拘置所では午前9時から午後5時までしか被告人と面会できないため、夜間接見や、裁判所の構内できちんと打合せが行える設備などの、制度的、設備的な問題も解決しないとなかなか難しいのではないかというような議論もある。また、連日開廷を実施すれば、全体の審理期間は多分短くなると思うが、その間の準備が十分できるかという問題もある。裁判所も弁護人サイドも、先ほど、飯田委員がおっしゃったように現在は月1回くらいの開廷ペースで体制を組んでおり、それをいきなり変えるというのはなかなか難しい。

(仙田委員)

民事事件の専門訴訟における鑑定は、瑕疵主張のある建築関係訴訟の場合には11.5%, 医事関係訴訟でも22%しか実施されていない。鑑定を実施した事件は割合最終的な結審までが速いという評価が以前にあったかと思うが、迅速化という観点から専門訴訟全体の審理期間を短くするために、鑑定の実施率をより高める必要があるのかどうかについては、このデータからだけではなかなか読み取れない。専門訴訟に関与する学会の立場としては、その辺がもう少し明確に見られるとよいのではないかと思う。

(小林民事局第一課長)

仙田委員の御指摘の点については、2つの方向で検討を要すると考えてい る。1つは、医事に関しても、建築に関しても、専門家の関与の在り方が、 数年前と比べるとかなり選択肢が増えてきたということがある。例えば、瑕 疵主張のある建築関係訴訟の鑑定実施率が11.5%というのは意外に少ない ように見えるが、建築関係訴訟は専門家調停に付するという形で早い段階で 専門家が関与している場合もあり、資料1の表73にあるとおり、争点整理 手続における専門家関与率は45.8%となっている。そういう意味で言えば、 専門家に関与していただいても、どうしてもそこで解決に至らずに最終的に 鑑定にまで至るというものも含めての数が11.5%ということになろうかと 思う。医事関係訴訟でも、私的鑑定ということで、それぞれの当事者から私 的な鑑定ペーパーが出てくることにより、ある程度解決がつくというところ もあり、対立する私的な鑑定ペーパーが出てきたところで裁判所の依頼した 鑑定人にまた別個の観点から鑑定をお願いするということもある。そのよう な中で、専門委員制度の導入といった制度の変更などもあるので、全体とし てどの段階で、どのような形で専門家に関与していただくのがよいのかにつ いて、今後データの分析を踏まえながら検討していかなければならない。も う1つは、従前から仙田委員にもいろいろと御協力いただいているところで あるが、医事・建築の鑑定の在り方自体についても整備してきているところ であり、今後の体制の在り方について、さらにどのような観点からより効率 的かつ充実したものにしていくかという方法を考えていかなければならない と思っている。今回の分析を踏まえて、もう少し細かいところが分かってい くように分析していきたいと考えている。

(仙田委員)

鑑定に対するサポートといった専門家としての寄与という点については、 組織的なところでは徐々にできてきているが、鑑定を行う時期的な問題に加 えて、瑕疵という問題のある訴訟においては、専門家の関与や鑑定が寄与していない部分がかなりありそうな感じがする。そのことが審理期間全体に与える影響についてのデータがないのでよくは分からないが、もう少し鑑定の在り方についての方向性が見えるとよいのではないか。

(前田委員)

当事者の立場から言わせていただくと、最初から鑑定しなければ解決できないという見極めができていれば、すぐ裁判所に鑑定の申出を行うが、費用と時間の問題があり、鑑定しないで解決できるものであれば鑑定しないで済ませたいという意識が働き、その見極めまでの時間がかかってしまう。結果的に見て、早くから鑑定をしておけばもう少し早く解決できたであろうというケースは確かにあるが、当事者の立場からすれば、なかなかすぐに鑑定とはならないというところがあって、難しい。

(仙田委員)

民事事件の場合, 私的鑑定が当事者双方から出ることで時間がかかること もあるのではないだろうか。それならば, 私的鑑定もそれなりに費用を要す るものなので, 裁判所の指導により裁判所の鑑定をなるべく早く行った方が よいのではないか。

(小林民事局第一課長)

鑑定が行われていない事件が実際にどのような形で進められているのかという点について、今のデータでどこまで分かるのかという点については、仙田委員の御指摘も踏まえて、なお検討してみたいと思う。

(戸倉審議官)

鑑定を実施する事件というのはそれなりに難しい事件なので、鑑定に要する時間以外に争点整理手続も長引いている。専門家がどの段階で関与すれば 短縮されるのかという問題意識は、これから先の検証について考える場合に は当然出てくると思うので、数値だけで見て、「鑑定事件は審理期間が長く なっている」というような、単純な説明にならないようにしたい。

(綿引委員)

鑑定実施事件とそうでない事件では事件の難易がそもそも違うので、それらを単純に比較することにはほとんど意味がないと思う。専門家の関与については、専門委員制度などが導入されたところなので、体制が整ってからどう変わったかにポイントを置いて、経年的にどのような影響を与えていくかということについて、どのような統計をとっていくのが必要なのかを検討していくことが、あるべき方向なのではないかという気がする。

(小林民事局第一課長)

特に建築関係訴訟については、民事局が独自に統計をとり始めたのが比較 的最近であり、まだデータの蓄積がないため、今後その部分をもう少し自覚 的にとっていくということはやっていきたい。

(中尾委員)

建築関係訴訟の場合は、鑑定の問題などの専門的な争点が多いということのほかに、当事者間の感情的な対立も大きい。建築業者は専門家としての仕事をしたつもりでも、消費者にしてみればかなりの被害感情があり、鑑定や争点整理を行う一方で、和解を試みても、感情的な対立でなかなか話が詰まらないというところもある。鑑定ですべて割り切るというのはなかなか当事者としては難しい場合もあるということである。このようにいろいろな要素が絡んでいるので、データには現れない要素がかなり影響していると思われる。

(高橋座長)

今回は第1回の報告なので、それほど確定的なことは言えないという意識でいたが、世間の期待はそれ以上なのかもしれない。また、付随的なことではあるが、今までのデータは迅速化の検証を目指したデータのとり方をしていなかったという説明はそのとおりだと思うが、では今まで何のためにどの

ような目的で統計をとっていたのか、ただ漠然ととっていたのかという質問が来る可能性もあるので、その辺の整理もしておかなければならないと思う。

今回の報告に対する御指摘を頂いた上で、それを今後の検討課題につなげていくということにならざるを得ない部分がかなりあろうかと思うが、そのような中でもできるだけ委員の方々の問題意識が少しでもビビッドに出るようにしたいと思っている。

(高橋座長)

(戸倉審議官)

データの評価については、この検討会自体でもそれほど深く議論していないので、先ほど中尾委員がおっしゃったようにいろいろ難しいところが出てくる。例えば、建築関係訴訟における付調停について、民訴学者の多くは、争点整理のために調停を使うということには反対している。調停は調停で独自にやって、付随的な効果として争点整理ができるのは構わないが、初めから争点整理のために調停に付すというのは本末転倒である。しかしそのような実情は統計データからは出てこないので、余り評価に踏み込むとミスリードも起きかねないが、かと言ってデータだけを出して、どのように分析していただいても結構ですと言っても、学者はいいかもしれないが、一般の方にはそれでは通じない。その辺のスタンスについて裁判所はどのようにお考えか。

(戸倉審議官)

付調停は、話合いで解決するための手続で、争点整理のためという訳ではないが、専門家が関与しているため、当事者が主張している瑕疵という部分と専門家が見たときの瑕疵というものの切り分けが示されたりすることなどの争点整理的な効果もあるのかもしれない。付調停がどの時期で行われているかについては、統計データからは分からないため、付調停がどのように活用されているかという断定的なコメントはすることができない。

(高橋座長)

今回の報告では、そのような問題があるというニュアンスを出すような書き方でよいと考えていたが、本日の話を聞いていると、より突っ込んだ評価が必要なのだろうか。大学では、自己評価を行うことで、むしろ宣伝している訳だが、裁判所が自己評価することもよいのかもしれない。第1回目の報告書を出したときのマスコミを始めとする反響を考えて、現段階で我々ができることがあるのだろうか。

(綿引委員)

今の材料の中で評価をすればかえってミスリードになるのではないかという点は、高橋座長のおっしゃるとおりで、今のデータを評価することや、そこから方向性を出していくことはそもそも難しいだろうと思う。とりあえず、今まで我々が体感していたことが数字でも確認されたことのほかには、専門訴訟などの長期化している部分について、体制が変わったことが今後どのような影響を与えていくかということは検討していく必要があるというような方向性を出すという程度にとどまるのはやむを得ないところかと思う。

(高橋座長)

法曹三者の考えとしてはそうかもしれないが、外部から見ればもう少し突 っ込んだ内容で書いてほしいというところもあるのかもしれない。

(綿引委員)

いろいろ分析してみたが関連性は出てこなかったということであれば、それが分かるようにきちんとコメントを付ければよいのであって、有意な差が 出なかった部分について無理に差が出たと説明すべきではないと思う。

(戸倉審議官)

データから分かることはできるだけきちんと説明していきたいと考えている。データからは分からないところについて、一般的な可能性として言える部分については、「一般的な可能性であって、データと直結している訳では

ない」ということはできるだけはっきり書かないと、確かにミスリーディングになってしまう。不十分なデータで決めつけていくというのは逆に誤った報告になってしまうということに気を付けて作業をしていきたいと思う。

(仙田委員)

専門訴訟については、5年も10年も瑕疵の紛争をしている間に倒産したり、自己破産してしまうといった様々な問題もあり、迅速かつ的確に審理していくということは社会的な要請だと思う。その意味で、確かに第1回の報告書で示されるデータから言えるところは非常に限られているとは思うが、将来的な方向性や戦略のようなものや、経年変化的なところから最終的にどのような評価を得ようとするのかについては今回の報告書でも少し述べていただければと思う。

(綿引委員)

裁判所では、専門訴訟においては、専門的知見の不足が一つの長期化の原因になっているのではないかという見通しのもと、専門家の関与を高めようという施策をとっている。そのような施策をとったことが今後どのような影響を与えていくかはこれから見ていく必要があり、そのために、必要なデータのとり方が今後の検証に向けた課題になると思う。

(小林民事局第一課長)

高橋座長から御指摘のあった建築関係訴訟における付調停について、従前は、確かに争点整理目的で調停を使うというところもあったが、専門委員制度が導入されたこともあって、そこをきちんと整理していこうといった動きが出てきている。専門委員制度によって訴訟事件や付調停事件にどのような影響が生じてきているかについて細かく見ていくのは、次回の検証のポイントやターゲットを明らかにしていく意味で、非常に意味のあることかと思う。ただ、専門委員制度は昨年4月から導入されたばかりであり、現段階での状況や、どこにどのような問題が潜んでいるのかということ自体が十分把握で

きていないため、そこはもう少しデータを蓄積していければと思う。

② 今後の検証作業の在り方について

戸倉審議官から、資料3に基づき、今後の検証の進め方等について、次の とおり説明がされた。

- ・ 今後の検証の進め方については、最高裁として、まだ固まった方向性のようなものはなく、委員の皆様からの御意見をお聞きしながら検討していきたいと思っている。本日は、これまでにお出しいただいた御意見も含め、今後の検証の対象や切り口、方法などについて、あと4回、8年という期間をどのような形で進めていくのが適切か、自由な御意見を頂きたい。
- 例えば、迅速化法の対象は、今回行った民事訴訟及び刑事訴訟に限られるものではなく、また、地裁の第一審に限られるわけでもない。裁判所に持ち込まれる事件としては、このほかにいわゆる「非訟事件」がある。民事・家事関係では、執行手続や破産などの倒産手続、家事審判、民事・家事調停などがあり、刑事関係では、いわゆる令状関係の手続程度であるが、家裁の少年審判は一審的なものと言えよう。これらを検証との関係でどのように扱っていくのか、そもそも迅速化との関係でどのようにとらえるかという観点も含め、今後検討していく必要があると考えている。また、それぞれの事件については、一審段階のほかに、控訴・上告など不服申立て後の手続も用意されており、これらの手続、地裁以外の裁判所での手続の状況についても検討の必要があろう。
- ・ 比較的短期的な課題として、次回の検証作業の前提となる事件票の改定の問題がある。例えば来年1月から改定するとなると、準備作業に半年程度の時間が必要となるため、そろそろ具体的な項目決めの作業に入る必要がある。今回の検証作業では、若干の改定を行った上で調査・分析作業に入ったわけだが、作業を進めてきた中で、やはり物足りない部分があったことは否めないところである。これまでいろいろなデータを見ていただいた感想として、

こういう項目を増やすべきではないかといった御意見があれば、是非本日伺った上で、さらに検討を進めていきたいと考えている。資料3に記載した「改定に向けた視点」は、これまでの検討会で頂いた御意見等からピックアップしたもので、もとよりこれに限定するものではないが、事件票によって調査が可能なデータにはおのずから限界があり、また、システムのデータ量からくる制約や費用対効果の問題もあるので、そのような点も踏まえて、御意見を伺いたい。

(高橋座長)

検討の視点としては、大きく3点あり、1つ目は、迅速化の視点から統計の精度を高めていくという事件票の改定に向けた視点、2つ目は、今まで第一審の訴訟だけを見ていたが、上訴の方に広げるかという点、3つ目は、訴訟以外の事件、執行・倒産とか、家事調停・家事審判とか、少年事件とか、そういう非訟事件の方に広げていくかという点であるが、中でも、事件票の改定に向けた検討が最も急を要するので、そこからまず協議していくこととしたい。資料3の「事件票の改定に向けた視点」の「民事」の項に、従前から弁護士委員からも意見が出されていた「上訴の有無」が挙げられているが、これは実行できるということか。

(戸倉審議官)

刑事では既にデータをとっている項目でもあり、これは設けたいと考えている。

(高橋座長)

「審理の大まかな段階ごとの状況に関するデータ収集」というのは、今までは第一審を通して見ていたのに対し、それを少し区切って、迅速化の視点から見てみようということだと思う。「人証調べの終了~終局」のところは、裁判所の態勢の方がむしろ中心になってきてしまうのかもしれないが、ここで和解をやることもあるので、そのようなことが出てくるということであろ

う。専門訴訟は引き続き集中して見ていかなければならないと思うが、そこでは、仙田委員から再三御指摘いただいているようなところをどのように分析していくかがポイントだろう。

また、綿引委員からも御発言があったが、専門委員の関与や提訴前の証拠 収集等、立法が変わったところは当然入れていただくということでよろしい か。

(小林民事局第一課長)

はい。

(中尾委員)

人証調べ期日の回数は、医事・建築の報告票にあって事件票にないが、今までの検討では、やはり人証調べの回数や証人数がかなり審理期間に影響するのではないかということが出てきているので、事件票の項目にも入れてはどうか。

また、争点整理期間については、報告票では争点整理の終了日という項目によって大まかな期間がとれるようになっているが、事件票でもその項目を入れるのか。民事訴訟の場合、どこからどこまでが争点整理なのか判断が難しいところがあると思うが、その辺は技術的に可能なのか。

(小林民事局第一課長)

医事・建築の報告では、非常にざっくりした形のものということで考えざるを得ないと思ってやっている。争点整理の途中で証人尋問をやるケースもないわけではなく、証人調べの期間と争点整理の期間がオーバーラップしてくる場合も実際にはあり得る。事細かにどこまでが争点整理かということを正確に定義するというのもなかなか難しいところがあるので、事件票の項目に加えるとしても、そのようなものとして大体の傾向を見るというくらいのものにならざるを得ないと思われる。

(中尾委員)

そういうことであれば、一応入れていただいてもよいのかもしれない。

(綿引委員)

具体的には、どのような形で統計をとるのか。

(小林民事局第一課長)

事件票の担当部署と協議しなければいけないところではあるが、民事局の報告票で現在とっているところで言うと、争点整理の終了日がいつだったかという形で日を特定させている。一方、人証調べに関しては、最初の人証の期日と最後の人証の期日という形で報告させ、そこからオートマチックに人証調べの期間を出している。したがって、先ほど申し上げたように、二つがオーバーラップしてくるケースもあり得る。

(綿引委員)

一般の民事訴訟事件で争点整理の終了日を書けと言われるとすごく困るのではないか。例えば、弁論準備の後、和解に入り、和解ができないので人証へ、といった流れが非常に多いが、その場合、和解期日を指定するときに弁論準備を終結するか否か等、裁判体によって進め方は異なる。どの時点を争点整理の終了日とするか、人によって全然違う日を書いてくるのでは、データの意味がないことになってしまうのではないか。

(戸倉審議官)

民事は、刑事のようにある程度段階が区切られているということがなく、手続が非常に融通無碍だと言える。例えば、資料1の表58に医事関係訴訟における各手続段階別の期間が出ているが、右の鑑定を実施した事件のグラフの各段階の期間を全部足すと平均審理期間を超えてしまう。これは、当然オーバーラップしている部分があるからであるが、どうしてもそういう形でとらざるを得ないということにもなっていて、これをどうとるかというのは確かに非常に難しいという感じがする。

(綿引委員)

ざっくりしたものになるのはやむを得ないし、それでも一応とってみようというのはよいが、同じ基準で報告されないと意味がない。

(小林民事局第一課長)

医事・建築の報告票では、具体的にどのような日をもって争点整理終了日とするかということについて、ある程度の目安をつくっていたと思う。手元に資料がないので、この場で即答はできないが、事件票の場合も、ある程度の基準は作らざるを得ないだろうと思っている。

(吉田委員)

刑事の「証人調べの状況に関するデータ収集」というのは、大体どういう イメージを考えているのか。

(稗田刑事局第一課長)

まだアイデアの段階だが、話題に上っているのは、例えば、これまでの検討会の中でも出てきた請求者別の証人数や証人調べに要した公判の回数などは、B1表にはあるのに事件票にはないということで、もう少し一般的に分析していくためには、そういうものが入れられないかということを考えている。ほかにも何かアイデア等あれば、教えていただきたい。

(吉田委員)

「公判前整理手続の状況、期日間整理手続の状況」については、どの程度のものを考えているのか。

(稗田刑事局第一課長)

公判前整理手続に付した事件がどのぐらいあるのかということが当然基礎テーマとしてあって、その付した事件について、審理段階の問題としては、起訴日、第1回公判期日、終局日という現在とっている項目に加えて、公判前整理手続に付する決定をした日や公判前整理手続を終わらせた日というのもとって、そこにどれくらいの期間がかかって、その中で期日を何回ぐらい開いているかといったものはとれると思う。さらに、公判前整理手続を行っ

た事件と行わない事件でその後の審理がどう変わっているかということも恐らくとれるのではないかと思う。それによって、例えば、その後の開廷間隔が詰まってくるのかどうか、開廷の回数が変わってくるのかといった変化を見ていくことができるのではないかといったことを考えている。この点についても、何かアイデアがあれば、教えていただければと思っている。

(井堀委員)

データとしてとれるかどうか分からないが、一つの裁判に人的な関与がどのぐらいかかっているのか、弁護士のデータはとれないと思うが、裁判官がその事件にかかわった延べ時間数、2年なら2年の審理期間のうちどの程度をその事件に実質的に割いているのかということが分かればよいと思うのだが、それは大変なことか。

(綿引委員)

体感としては、「この事件は随分時間をとったね」という事件と「この事件は簡単に終わったね」という事件があるとは思うが、記録読みや期日間の調査等、準備にどれぐらい時間をかけたかというのを数字で出すというのは、まず無理だろう。

(井堀委員)

すべてやるのは無理でも、ランダムなサンプリングでやることはできないか。

(仙田委員)

民間の感覚では、そういうものを出していくのではないか。目安としても 出せないのか。

(綿引委員)

期日間にそれぞれの事件にどれぐらい時間をかけたかというのは、ランダムなサンプリングでも、出すのは無理だと思う。

(前田委員)

弁護士会で国選弁護人が1件にどのくらい時間をかけるかということを議論することがあるが、特定の人にかなり意識的にやってもらわなければできないことで、ものすごいエネルギーを使う。後で振り返って、ざっくりした時間であれば言えるとしても、それを細かく数字を出していけといったら、実務が動かなくなると思うので、裁判官についてもそれは無理だと思う。

(飯田委員)

外国では、弁護人の報酬などをタイムチャージ的な発想でやっているところも多いので、確かに、そういう発想法からすれば、その事件にどのぐらいかけたかということも出せないわけではないと思う。ただ、先ほど言われたように、それをとるためにかえって時間がかかるということや、並行してたくさんの事件を処理している現在の実情では、簡単に、ここからここまではこの事件というように分けられないところもあるので、なかなか難しいと思う。

(仙田委員)

民間でも、複数の仕事を同時並行的にやっている場合がたくさんある。

(河本総務局参事官)

定量分析が絶対できないとは言えないだろうが、記録を読んでいないときでも頭で考えていることもあるし、きっちりしたものはなかなかとりづらいと思う。また、そのためのコストがすごく高くつくということもある。

(戸倉審議官)

審理の時間についても、期日の回数はとっているけれども、その期日に何時間かかったかというデータはとっていない。これをやるとなると、書記官が記録するにしても、全体のマンパワーとしては相当のものが必要になる。

(飯田委員)

審理期間を見ていく上では、期日の間隔と回数に加えて、1回の時間が三つ目の要素と言える。実務では、証人などは、日当を払うために大まかな時

間をとったりしているので、ある程度大まかな時間であれば、何かと連動してとることができるのかもしれない。

(木村委員)

裁判官が一人で記録を読んだ時間というのは置いておくとしても、公的に 期日が開かれている時間、何時開始で何時終了とかというのをだれか記録し ていないのか。

(戸倉審議官)

それは記録していない。調書には開始時刻のみを書くことになっている。

(河本総務局参事官)

もともと裁判官には勤務時間という観念がないので、開廷して法廷にいる時間というのは出るが、それだけが事件処理に要した時間かと言われると、特に民事事件では、なかなかそうは結びつかないという感覚があると思う。

(前田委員)

確かに、刑事事件に公判前整理手続が導入されると、公判前整理手続に付された事件と通常の手続でやる事件とを比較するときには、単に期日の回数だけではなかなか比較できないので、トータルの公判の開廷の時間がどのくらいだったかというのを時間として把握しておくというのは、意味があると思う。

(木村委員)

大きな著名事件だと大体何時開廷で何時終了,何時から何時まで休憩といったことは,マスコミでも一応チェックしていることだが,書記官や速記官が時間を記録しているということはないのか。

(綿引委員)

そういう意味での内部資料、例えば、速記官が証人尋問に何時間立ち会ったかといったものはもちろんあるが、それを統計としてとる意味があるのかという問題である。また、民事事件の場合、何人の証人尋問に何時間かかっ

たという程度であれば、どうしても調べておく必要があるということになれば、それは不可能なことではないとは思うが、1件の弁論とか弁論準備に何分かかったかというところまでは、実務的には非常に難しい。例えば、口頭弁論は、10時の指定期日に5件とか6件とか入っていて、ある事件は10分程度、ある事件はほんの1~2分といった形で進めていくのが実情であり、弁論準備も、1回の期日に1時間かけることもあれば、10分程度で終わってしまう場合もある。それらの時間を一々チェックするというのは非常に煩瑣で、持っている事件数との関係でも負担は大き過ぎるだろう。率直に言って、1人の民事の裁判官は、合議、単独あわせて大体200件程度の事件を持って、それをどんどん動かしているわけで、その一つ一つについて、この期日に何分、何分という形でとれと言われても、私たちの実務感覚からすると、ちょっとそれは無理だなという感じがする。

(木村委員)

確かに、勤務表に何時何分から何時何分まで何をしていたと書かされるようなものだということであろう。

(酒巻委員)

刑事は、実務的に民事とは大分違うのではないか。また、今後、公判前整理手続が導入され、さらに裁判員制度が始まると、今の期日のやり方とは随分変わってくるのかもしれない。

(飯田委員)

例えて言えば、これまでは、たくさんの家を並行してつくっていて、1日の間にいろいろな現場を回るというイメージだったのが、裁判員制度が始まり、連日開廷になると、裁判官なり裁判体は一つの家の建築に終日かかって、二、三日でその家をつくり上げるという感じになってくるのではないか。そうなると、時間でなく、日にちで大体とれば足りるようになるので、時間的なデータはとりやすくなると思う。現在でも、刑事の場合は、民事よりは一

つ一つの期日等がかなりまとまった時間なので、とれないことはないとは思 うが。

(稗田刑事局第一課長)

民事のように二、三分というような短い期日というのはそれほどないので、期日にかかった時間はとろうと思えばとれると思うが、証拠調べの時間を内容に応じて分けていくのは、断続的に入り込んでくるものがあるので、難しいと思われる。それでも、とろうと思えばとれるとは思うが、あとは、どこまでの必要性があって、それにどのように手間を掛けるかという問題だと思う。

(仙田委員)

裁判官は大体どのぐらいの件数を持つのか。先ほど200件などというお話だったが、そんなに持つものなのか。

(綿引委員)

民事の裁判官の場合、それくらい持っている。

(仙田委員)

弁護士は大体どのぐらいか。

(前田委員)

人によって全く違う。200件ぐらい持っている方もおられるが、平均すると30件から50件ぐらいではないか。

(仙田委員)

建築家の場合、デザインのほかクライアントとの打合せまで行うような仕事は、同時並行的にできるのは20プロジェクト程度がせいぜいかなと思う。 裁判官は200件も持つのか。

(綿引委員)

一時期には300件を超えていた時期もあったし、今でも平均的に200件は持っているのではないかと思う。

(仙田委員)

外国の裁判官も大体そのぐらい持つのか。

(綿引委員)

外国の場合、多分、事件の持ち方、システムが全然違うと思う。また、200件というと、そんなにやれるのかと思われるかもしれないが、全部がクライアントと応対しなければならないような事件ではなく、1回で終わってしまう欠席判決なども含めての数字で、どんどん入れかわっていく部分もあるので、それほど異常な事態ではない。要するに、1回で終わってしまうような事件も含めていろいろ動かしているので、タイムチャージのような形でその1件1件にかけている時間をとっていくというのはなかなか難しいということを申し上げたかったのである。

(高橋座長)

国によって訴訟の構造が違うので、一概に言えないと思うが、構造が似ている国、例えば韓国の裁判官などは、日本の裁判官は少なくてうらやましいという言い方をしていた。

(仙田委員)

ついでに伺いたいのだが、裁判所では専門部ができているが、弁護士にも そのような専門的なものはあるのか。アメリカなどでは、建築紛争だけでや っているロイヤーなどがいるが。

(中尾委員)

渉外や特許の分野では専門的にやっている人もいるが、一般の弁護士は、いわば「何でも屋」、「町の弁護士」である。

(仙田委員)

裁判を迅速化させていくためには、弁護士の方がもう少し専門性を高める 必要性があるのではないかという感じがするのだが、いかがか。

(高橋座長)

多少萌芽的な動きはあって、大きな方向ではそのように動いているが、すぐにというわけにはいかないということだろう。

(前田委員)

地域によっても全然違うので。

(高橋座長)

裁判官だけでなく、弁護士や検察官も含め、どれくらいの時間を投下しているのかは、始めからできないというのでなく、何か検討できないか。

(戸倉審議官)

集中審理をすれば1回当たりの比重は当然増えていくと思われるのに、今は回数だけでしか見えないことから、期日の回数が減って審理期間が短縮化していることをとらえて、審理の充実に疑問が出されるのは我々の本意ではない。当然そこには量の問題があり、1回当たりの重みが増えていると推測しているが、これを何らかの形で分析することは、特に今後の裁判員制度の導入を考えると、いずれ必要になるのではないかと思っている。本日の御意見も踏まえて、いろいろ検討させていただきたい。

(木村委員)

「今後の検討に当たっての視点」に挙げられている「裁判所の手続・審理に影響を与える社会的・経済的な要因等」とは、具体的にどういうことか。 (戸倉審議官)

現在は、事件票のデータだけを見て、飽くまで手続的な現象、手続内部でどのようなことが行われ、どのようになっているかということを分析しているところであるが、これまでの裁判の迅速化を見ると、当然、迅速化に対する社会的あるいは経済的ないろいろなニーズが影響している面もあるし、裁判所の中での手続を幾ら合理化しても、やはり裁判というのは当事者の主体的な活動が大前提になっているので、そちらの要素によって決まってくる部分もある。迅速化を突き詰めて考えていく際には、恐らく、手続の中だけで

考えていける問題と、もう少し大きな、いろいろな社会的な要因によって決まってくるものがあるのではないか。特にこれというイメージがあるわけではないが、そういった点は、我々よりは、むしろ委員の皆さんの御意見を伺った方がより的確なことが言えるのではないかということで、ここに検討の視点として挙げさせていただいたものである。

(木村委員)

先ほどから鑑定費用などの経費の問題も話題に出ているところ、経費については全く触れられていないが、迅速化には直接関係ないということなのか。 迅速化を図るということは、もちろん各人が裁判にかける時間を短くしよう ということだが、ある意味では、経費の節約になるということも背景にはあるのではないか。

(戸倉審議官)

年間の裁判所の予算が三千何百億円あるので、これが一つの経費と言えるだろうが、検察庁等も含めれば、司法全体の予算というのはもっと大きなものになる。それを件数で割れば、1件当たりのものが出てくるということになろうが、迅速化が経費にどのように影響するのかという観点では考えたことがない。

(木村委員)

事件票に限らず、鑑定等、当事者が負担する経費にかかわるデータはない のか。

(小林民事局第一課長)

訴訟費用については裁判所でも分かるが、それは経費のごく一部だと思う。 例えば、弁護士費用なり、あるいはいろいろな調査にかかった費用等になる と、裁判所では把握できない。

(戸倉審議官)

例えば、弁護士費用が時間制で決まっているとなると、審理期間が延びる

と影響が大きいのかもしれない。

(木村委員)

個人と法人とでは、また全然違うだろう。

(戸倉審議官)

国民全体の負担ということで言えば、迅速化のために増員が要るということになったとしても、それは本当に費用対効果としてどうかという点でコンセンサスが得られないと支持されないことになるので、広い意味ではそういう経費の問題はあると思うが、当面は、そこは考えずにやっている。

(井堀委員)

裁判所の予算を増やすことが迅速化につながるかどうかということについては、過去のデータとして見てみる価値はあるだろうが、ほかの要因で審理期間が決まっているということも考えられるので、予算がネックになるかどうかというのは別問題だと思う。

(戸倉審議官)

例えば、最終的に人的体制を増やす必要があるという結論を出したとしても、本当にそうなのかということが説得力を持って言えなければならないと思う。知財事件などでは、裁判所の体制強化が審理期間の短縮につながったが、これは、弁護士の方も専門性に対応して集中的にやるし、当事者たる企業も知財事件に取り組むモチベーションが双方非常に高いといった条件がマッチして初めて実現したものだろうと思っている。そういう条件のないところで幾ら人員を投入しても、その効果は知財で現れたほどはっきり出てこないかもしれない。その辺は、税金を負担する国民にとっては、かなり大きな関心になってくるところだと思うので、実証的にやってみて、試行錯誤していくことでよいのかといった、なかなか難しい問題がある。

(木村委員)

10年後には何か理想形のようなものが見えてくるというのが、この検討

会の理想だと思う。速さの理想とか経費の理想とか、いろいろな一番美しい 形があると思うが、それらのバランスがとれた理想の形といったものが様々 な側面から見えてきた方がよいと思うので、速さだけではなく、例えば、か かる経費とか、そういうものも今後は何らか必要になってくるのではないか と思う。

(中村総務局第一課長)

経費には、当事者がお金を払う面と裁判所が払う面の二つがあって、当事者が払う分というのは、鑑定費用とか弁護士費用なので、これはなかなか計量が難しい。裁判所の負担する分ということになると、裁判所の予算はほとんど人件費なので、人員がどれぐらい経年的に延びてきたかということと審理期間の相関関係を見れば、経費との連関が出てくるのではないか。個々の経費の計算となると、なかなか難しいと思う。

(木村委員)

個々の裁判に幾らかかったかというのは無理だと思うが、そういう側面の 視点も今後はやはり必要なのではないかということで申し上げた。

(河本総務局参事官)

タイムにしろ、マネーにしろ、コストの発想はどこかで入れざるを得ない。 人員が何人になっているかということがどのぐらい審理期間に影響している かというのは、やはり説明しておかなければならないことだと思う。

(仙田委員)

関係者にとっては、経済的な問題だけでなくて、心理的・精神的なダメージというものもすごく大きいので、そういう意味でもなるべく速く解決する 方向にしていく必要があると思う。

(木村委員)

目に見えない損失のようなものもたくさんあるということであろう。

(仙田委員)

そのとおりである。以前も述べたことで、批判はあるかもしれないが、私は、建築訴訟は、どのようなものでもほとんど2年間でできるのではないかと思っている。2年間でできるように、ある種のシステムとして戦略を立てるべきではないかと思う。

(高橋座長)

二つ目の視点として挙げられている「検証の対象と取り上げるタイミング」については、連続性からいくと、上訴の方、少なくとも控訴審はやって もらうことになろうか。

(木村委員)

裁判の当事者に対する満足度のアンケートのようなものをやる予定はないのか。

(戸倉審議官)

この検証の目的は、基盤整備のための前提として、いろいろな政策を決定する上での資料にするということなので、アンケートのように個別性の強いものをここでやることは、今のところ考えていない。

(木村委員)

経済的な負担や精神的な負担というのは、このデータでは出てこない、その人が持っている感覚なので、最終的に、ある程度時間がかかるのは仕方がない、こうやってみんな納得しているではないか、といったものが、理想形をつくる上で、いずれは必要になってくるのではないか。

(戸倉審議官)

迅速化法自体、単なる結果としての迅速化ではなくて、飽くまで審理の充実ということを通じて進めていくこととされている。速度も満足度の一つに過ぎず、遅くても仕方ないのではないかと思われる場面もあるかもしれないので、そのような感覚は無視できないとは思うが、具体的にどのように検証に組み込んでいくかということになると、非常に難しいと言わざるを得ない。

(木村委員)

私も具体的な案は持ち合わせていないが、司法界以外の方たちの意見なり 反応なりをどうやって吸い上げるのかということも、最終的には必要になっ てくるのではないかと思う。

(酒巻委員)

民事訴訟では、大体、負けた方は満足しているわけはないのだが、上訴に関しては、以前、どちらも満足していないから上訴が起こるというような話が出ていたと思うので、上訴の方を調べれば、そういう趣旨が数字の形で少し出てくるかもしれない。

(中尾委員)

司法制度改革審議会が2000年に行った民事訴訟の利用者調査では、満足度が18.6%しかないというデータが出ていたが、この検討会でもそのような利用者調査をするのかという議論を最初の段階でしていて、結論は出ていなかったと思う。その辺りはもう一度議論してみてはどうか。どうしても駄目ならば別の形を考えることになろうが。

(木村委員)

これから少しずつ迅速化の効果が現れてきたときに、では利用者はどう思っているのかという話が出てくるのではないか。こちらは一方的に速く速くとやっているけれども、実は利用者はついてきていないとか、そういう側面が出てくれば、またほかの検証も必要になるのではないかということである。スタート時点からは必要ないかもしれないが、何段か先の段階には、そういう観点も必要になってくると思う。

(井堀委員)

上訴の割合は、それが少ないということは、結果として判決に納得している人が多いということであろうから、満足度の一つの評価になるのではないか。

(高橋座長)

控訴率から満足度がどこまで出てくるかというのは、なかなか微妙なところがある。満足したから上訴しないとは限らない。調べてみるのはよいが、 それをどう評価するかは、また後で検討することになろう。

利用者に対するアンケートは、司法制度改革審議会がやったものとか、そういう方面のいろいろなものを利用して合体するということも考えられる。 私は、むしろ、最高裁がやるのはいかがなものかという思いを持っている。 アンケートというものは、質問項目の立て方によって随分違ってくるものなので、最高裁主導でやるのはちょっとどうかなという気がするのである。

次に、「体制整備の視点」についてであるが、これは裁判官や弁護士の数からの分析ということか。

(戸倉審議官)

法曹三者の人口の問題や配置の問題,支部の問題等である。今回の報告では、庁の規模によって必ずしも特に有意な差は出ていないようだが、いわゆる非常駐支部では期日間隔などが延びていないかといった仮説でもう少し細かく見ていくとか、今後どういう方向でこれを絞り込んでいくかということが来年以降の課題になるのではないかと思っている。ここでは、例えば、裁判官については、民事と刑事それぞれの担当裁判官数を出して分析しているが、弁護士については、中には全然訴訟をやらない方もかなりいるし、刑事事件は扱わないという弁護士もいると思うので、統計的に数を出していくのはなかなか難しいと思う。

(前田委員)

国選弁護人の登録者数とか、そういうものは出るが。

(戸倉審議官)

刑事は、もともと2年を超える事件自体が非常に減ってきており、人の態勢というよりは手続の中身の方が問題になると思うが、数が少ない分、今後

の分析の方向性からいっても非常に個別性が強いものになっていくという観 もあり、量的な分析でビビッドに出せるかどうか分からない。むしろ民事の 方がそういう問題があるのかという気がする。

(高橋座長)

どう評価するかはまた後で考えるとして、とにかくやってみるというのが ここの仕事で、調べられる範囲で調べていくということであろう。

また, 今日の議論でも出ていたが, 経年的な分析がまだ不足していると思われる。予算の観点もそうだし, 大変かもしれないが, その辺りの分析をお願いしたい。

(戸倉審議官)

経年的に見ると実践として何が改善されたかということが明らかになるので、それはできるだけ盛り込んでまいりたい。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第11回 平成17年7月20日(水)午後3時から午後5時まで

(以 上)